

經濟論叢

第八十一卷 第五號

- 無政府主義の抬頭と日本社会党大会
.....岸本英太郎 1
- 日本におけるメキシコドルの流入とその功罪 (≡)
.....小野一一郎 24
- 元朝の成立期ころにおける蒙古民族の
鋳工業について.....伊藤幸一 38
- マアセット夫人の古典派経済学.....鎌田武治 52
-

昭和三十三年五月

京都大學經濟學會

日本におけるメキシコドルの

流入とその功罪 (三)

小野 一 郎

目 次

- は し が き
- 一 洋銀 (メキシコドル)
- 二 開港と洋銀の流入 (以上八十一卷三号)
- 三 金貨の流出 (八十一卷四号)
- 四 幣制の改革
- 五 洋銀相場の問題
- 〔A〕洋銀相場の発作と貿易通貨としての洋銀の確立 (以上本号)
- 〔B〕相場変動の推移とその原因
- 〔C〕相場下落の影響
- む す び

四 幣制の改革

開港以後における洋銀の流入、金銅流出を通ずる、国際比価への平準化傾向、つまり市場メカニズムを通ずる幕藩体制下貨幣制度の解体と再編の法制的確認こそ、万延元年における幣制の大改革にほかならなかった。そこで、われわれはまず幣制改革の内容そのものを考察し、つぎに幣制改革の経緯についてふれたいと思う。

万延元年一月（一八六〇・二）英米兩國の同意のもとに、保字小判一兩を安政六年八月以来鑄造されている新一分銀十三個半と等価におくことを決定し、二月一日よりこの割合で通用させることになった。かくして保字小判一兩は三兩一分二朱（つまり一分銀十三個半）、同一分判金は三分一朱、正字小判一兩は二兩二分三朱、同一分判金は二分三朱の直増通用となったのである。この措置は改鑄までの暫定的な取極めであった。同年四月はじめ、幕府は同じく、英米兩國の同意了解のもとに、この直増通用に準じて新小判、一分判を鑄造し、二分判、二朱金を改鑄し、四月十日より通用すべきことを令した。新小判は正字判と同品位であるが量目はほぼ三分の一に減少し（正字小判一兩は二四匁、万延小判一兩は〇・八八匁）、一分銀は品位、量目ともに従来どおりにおかれたのであるから、金貨悪鑄によつて、国際比価への平準化を行つたことになる。一分銀四個⇨新小判一兩からみちびかれる金銀比価は一對一五・〇七であり、他方錢貨における銅貨回収、鉄貨鑄造と相まって、ここに金銀銅比価格差を利用する投機取引は、その終焉の制度的確認をあたえられることになった。

この幣制改革の目的は申すまでもなく、洋銀流入・金貨流出つまり投機取引によつて攪乱された幣制の国際的な比価体系に応ずる整備改革であった。そのことはまたすでにのべたようにすでに市場において形成された比価変更・国際的平準化の法制的確認にはかならなかつたのであるが、この改革の手段として選択されたものが、金貨の悪鑄つまり小判の量目の三分の一切下げであつたことについて一言のべておく必要がある。

というのは金銀比価の国際的平準化つまり金貨に対する銀貨価値の切下げということは、金貨の変更（悪鑄）でなく、銀貨の変更（良鑄）によつても可能であつたからである。つまり従来の金貨と補助貨との一兩⇨一分銀四個という計數関係を維持しながら、国際比価に適應するためには、金貨悪鑄と銀貨良鑄いにかえれば一分銀、二朱銀

の量目を増加させるといふ二つの方法が論理的には考えられるからである。現実において幕府が採用したのは、前者つまり金貨悪鑄であり、アープスノットをして「余は未だ嘗て（野暮時代を振り返るに非ずんば）一国の金銭上の規定が、これ程急激且強暴に揉り取られた他の例を聞知しない」といわしめたものであつた。彼はまたこの幣制改革の結果をつぎのようにのべている。「通貨の購買力の減退なる事は、時には早急なることもあらうが、通常豫め警告されるものであり、且つ、物価竝に或る程度迄は契約にも漸進的に再調節をなすべき充分なる余裕が与えられるものである。所が日本のこの場合には流通貨幣の価値が一朝にしてその以前の三分の一に購買力を減退したのである。而してこれは何等国内的困却事に原因されたのではなく、只外国商人の利便の爲の外部よりの圧迫に基いて為されたのである。金銭の価格及び金銭上の契約の上に、この結果起つた混乱によつて惹起された不便は莫大なものでなくてはならない。」「諸大名は多くの家来共を率いている。彼等はその衣食に加ふるに一分銀を以て支払はるる極く僅少の給料を給与される。その給料は通貨の購買力減退以前には辛くも彼等の家族を扶養しえていたろう。併し現在には以前必要とした物資の僅々三分の一を購入しうべきのみである。この階級の人々の心中に起つた不満と昂奮は極端である」と。(高橋、前掲論文) 流通貨幣価値の減価、それはもとよりアープスノットのいうように直ちに三分の一の切下げを意味するものではなかったが、定額所得者たる封建家臣団、都市下層階級に決定的な影響をあたえるものであつただらう。

一方、もし銀貨良鑄の方向を選択したとすれば、購買力の低下・物価騰貴の攪乱的影響をまぬがれたことはいうまでもあるまい。ところで、すでにのべた金貨悪鑄による比価改定の方角を幕府が選択するにいたつた原因は何であつたか。

安政五年六月の条約締結によつて、内外金銀比價格差から生ずる金貨流出の發生は、幕府当局者のすてに予想した事態であつた。そしてこの金流出の防止策をめぐつて、同年十一月幕府当局者の間で幣制改革に関する二つの方向の二者択一がかれらの間で論争されたのである。二つの方向とはすてにのべた金貨悪鑄の方向と、銀貨良鑄による方向の二つであつた。(もちろん、嚴密にはいづれの方法も金銀両貨の改鑄を同時にともなうものであつた。ただここではその基本的見地―改鑄の基礎的構想についてのべているのである。) この二つの方式は決して根本的に対立したものではなかつた。金貨悪鑄による比價格差の平準化への指向は少くとも悪鑄による改鑄益―出目確保の上に立つて幣制改革―改鑄を行おうとする財政的見地に立つものであり、一方銀貨良鑄は、前者つまり金貨悪鑄の方法の採用から生ずる物価騰貴がもたらす弊害(その影響をもつともうけるものは非生産者たる武士階級であるが)を恐れる、つまり幕藩体制の内部的危機の成長を恐れる幕府当局の魂―徳川封建体制の危機意識が宿つていた。しかし後者の道は莫大な改鑄損失をとまなうものであり、とうていその全面的実行は不可能なものであつた。

この点について石井孝教授は、前者の方向による改鑄を主張した勘定奉行の意見はもっぱら伝統的改鑄―悪鑄によつて幕府の財政難を緩和しようとする財政的見地に立つ現実論であるが、それは幣制の根本的改革を企図せざる幕府本来の立場―保守的見解であるとし、一方後者の道を主張した外国奉行の見解は、財政的には多大の失費も覚悟の上で、國際的な水準において幣制を再建せんとする理想的立場―前進的革新的立場であつたとされている(石井孝、前掲論文下 歴史学研究九卷八号)。たしかにこの場合の勘定奉行の意見は、金銀比価を一對十という当時日本の市場比価ないし地金比価にとどめる水準での金貨改鑄論であり、そのかぎり、石井教授のいわれるように、この場合には幣制の根本的改革―國際比価への適応は一応タナ上げされ、依然鎖國的幣制の存続が意図されていることは

いうまでもない。しかし、勘定奉行の立場をもって幕府本来の立場とし、外国奉行の意見をもつて氏のいわれるように直ちに国際的水準にもついで近代の幣制の確立を指向する理想的立場に前進的革新的立場とすることはできない。なぜなら、金貨と定位銀貨の比価改定ということだけでは何ら国際水準にもとづく幣制の確立に幣制の根本的改革を意味するものではないからである。むしろ外国奉行の立場こそ金貨輸出の防止を念願しつつ、一方悪鑄による物価騰貴を恐れる幕府のいま一つの魂を表明するものにすぎないとみる方が妥当であろう。さらにこの立場の中にこそ、幕府の対外貨幣交渉における伝統的立場つまり洋銀一ドルに十六匁一分銀一個の關係を確保せんとする幕府本来の立場があったとわたくしは思う。事実において、まず幕府が開港直前に採用した対策はすでにのべた新二朱銀の鑄造（二朱銀一個三・六匁×2＝七・二匁に洋銀一個一分銀一個）であり、それは後者の方式の選択を意味するものであった。

しかし、すでにのべたように、これを徹底させるためには洋銀同位同量の一分銀を鑄造せねばならず、それは巨額の改鑄損失を負担せざるをえないという二律背反と外国の反対によってあえなく失敗に終わったのである。かわつて外国側がこの新二朱銀反対の交渉当時以来主張したものは金貨改鑄による国際比価への平準化であった。

改鑄方法について外国側が財政の見地に立った勘定奉行の意見つまり金貨改鑄方式の線（ただしこの場合金銀比価は勘定奉行の二対十とちがって国際比価に準ずるそれとなる）を強く主張した理由は、第一に、金貨改鑄に悪鑄を行う場合の財政的容易さという点であったことはいうまでもない。しかし第二に、銀貨良鑄の方法による改鑄（銀貨価値の切下げ）がただちに洋銀購買力の事前的、直接的切下げ（すなわち洋銀一ドル三分替が一分替となる、たとえ一分銀が洋銀と同位同量つまり七・二匁であっても、それは従来の定位貨たる一分銀二・三匁のもつた購買力と同様（一匁四分）であるから、

洋銀購買力の三分の一切下げとなるを意味するのに対し、金貨悪鑄の方法による銀貨価値切下げの方法は、同じく金銀比価改定であっても、洋銀購買力の低下は悪鑄による物価騰貴という間接的迂回的経路を辿って行われることになる。改鑄益という事態はこの時差を利用したものである。悪鑄は貨幣価値下落は物価騰貴がすべて即時的に発生するならば改鑄益なる事態そのものが否定されるほかはないが、そのような事態が発生することは、特殊な条件にもとづく、例外的な場合である。したがって洋銀はこの場合には（つまり金貨悪鑄の場合）改鑄益の一部を享受することができらるだろう。つまり事前的な洋銀価値の切下げでなく、事後的な切下げとなるだろう。さらに、この方法は洋銀一ドル一分銀三個替（厳密には百ドル三百一十個替）なる条約規定を少くとも名目的に、従来通り維持しうるから、この点からの一切の批難をもまぬがれることができらるだろう。この二点こそ金貨改鑄による比価調整をかれらが主張した主な理由であると思う。たんに比価調整というだけであれば、前者の方法も、後者の方法も決して矛盾したものでなく、洋銀したがって貿易にあたえる影響も、究極においては同一だからである。

外国側の金貨改鑄による比価改定策の主張は既述のようにすでに開港当初からみられるが、安政六年十月の幕府の江戸城本丸炎上を理由とする一分銀交換停止を期として一そう強化され、ついに十二月、最後に幕府に採用されることになったのである。この間における幕府の立場は一貫して銀貨良鑄論であった。つまり後者の方向への指向こそが幕府の立場であったのである。幕府による物価騰貴、上下疲弊を理由とする金貨悪鑄策への反対は、この外国側の提案に対して、根強い抵抗を示すのであるが、ついに十二月七日にいたって、この立場は前者に屈服を宣言することになる。

以上のように比価改定の必然的契機が洋銀をもつてする同種同量交換規定の強制によつてあたえられたと同様に、

比価改定の方法そのものもまた外国(とくにイギリス・アメリカ)の主導の下におしすすめられた点こそ注目すべきだろう。もちろんこの方向は幕府の財政的立場に一致するものではあったが。

万延元年の幣制改革以後においても、幕府の銀貨良鑄による比価改定 \parallel 幣制改革への意図は放棄されず、文久元年(一八六一)この線に沿う幣制改革問題を英国において交渉している(高橋前掲論文上 史学十七卷二号)。このことは、事実上実行されなかつたけれども、このような幕府の企図は明らかに物価騰貴による封建家臣団、下層民の困窮、体制の危機に直面した幕府の立場を物語るものといえよう。

万延元年の改革は国際比価への調整を目的とする幣制の改革ではあつたが、それはまだ全般的な幣制の近代化 \parallel 統一的貨幣制度の成立を意味するものではなかつた。金・銀・銭の三貨並行制度は存続し、貨幣鑄造そのものも幕府の独占的な規制におかれていた。なぜなら、それは幕藩体制の崩壊 \parallel 否定・近代的国家の成立によつてのみ真に可能なことだつたからである。

- (1) 金貨流出の期間については種々なる説がある。たとえば、遠藤氏はこの期間を大体開港直前から万延元年一月まで、少くとも、八、九カ月間であるとし、石井教授は最大限開港後七カ月間、つまり安政六年六月開港以後金貨値上となつた万延元年二月一日までであり、流出のことに盛んであつたのは、安政六年八月の内外貨交換がやや便利となつてから十月下旬の江戸城本丸炎上を理由とする内外貨交換停止にいたる二カ月余の間であるとされている。(遠藤前掲論文(三) 史学雑誌四二篇七号、石井前掲論文下 歴史地理七六卷六号) なお、K・ラートゲンは安政元年十一月まで最大限、四カ月間と推定している。(K. Rathgen, *Japans Volkswirtschaft und Staatshaushalt, 1891, S. 162*) いずれにせよ流出期間が比較的短期であつたことは疑いない。なお金貨流出額についても種々の見解が発表されている。ラートゲンはほぼ百万両と推定し(*ebenda S. 162*)、石井教授は精密な推計の上に、これを五十万両内外(保字金・正字金で)とされている(同上論文)。なお最も極端なるものは阪谷芳郎氏の一億円説(約二千万両) 山崎覚次郎教授の一万両説があるが、阪谷氏の説は当時存在した金貨の量が鑄造高、引替高

を差引して保字金三百六十三万両、古二朱金八百十二万両、安政二分判二百三十七万両、正字金九万両と推定されているのであるから(竹越与三郎「日本経済史七卷三〇六一七ページ」、存在量を上廻ることになり、余りにも流出を誇張したものである。一万両説については逆にその過少評價が問われねばならないだろう。両者はともに、少くとも合理的な推計の上に立つものではない。(阪谷芳郎「貨幣史上の大珍事」(国家学会雑誌第四卷四二号、山口覚次郎「貨幣銀行問題一斑二六〇ページ」)なお安政開港後の金貨流出の理論的究明をこころみた注目すべき先駆的労作としては阪谷芳郎前掲論文「国家学会雑誌第四卷四〇、四一、四二号(明治二三年)、池部駒男前掲論文「同上第七卷七八・七九・八二号(明治二六年)」、蘆舟「涉史稷録—安政末年金貨流出考(一)(二)」(国民新聞明治三五年三月一八・一九二〇日、五月二〇日号所収参照)。

(2) 万延元年(一八六〇)から文久三年(一八六三)にかけて、下層武士による外人殺傷、貿易商脅迫などの事件が頻発し、攘夷運動が隆盛をきわめるに到るのもそのひとつの現われである。たとえは攘夷論者大橋訥庵はつぎのようにのべている。「國內米穀布帛金銀銅はさらなり、炭・油・茶・漆・砂糖、凡山野田海に生ずるもの、総て空耗して、物価貴躍し、諸民これが為に困苦す、甚しきに至りては、産を保つこと得ならずして通路に食を乞ひ、溝壑に身を転ず、……有可等是を知れども夷賊の怒りに触れんことを恐て、此を制すること能はず、却て肥馬の塵を掃て、其請ひに従はざることなし。……金銀は賤ふして、諸物は夷賊のために空乏し、物の価月を追て貴躍す、これ賤き金銀錢は多くなりて諸物漸々払底なるが故なり。金銀多くなりたるとして、幕府より出し玉ふ処は前の如くにして増玉はず、……賜ふ処の金は前の如くなれば塵下の士窮するに至る。」(校正恐懼神論「万延元年・八六〇」)日本経済叢書卷三四、四七〇—四七三ページ)

(3) くわしくは石井孝、前掲論文「歴史学研究九卷八号を参照されたい。」

五 洋銀相場の問題

以上のべたように洋銀は、同種同量交換の強制による流入と一方での金流出を通じて、わが国の幣制を国際比価水準に適応する形態に变革させたのであるが、洋銀はいまひとつの問題をわれわれにあたえている。それは洋銀相

場の問題である。以下このことについて簡単にふれておこう。

A 洋銀相場の発生と貿易通貨としての洋銀の確立

洋銀は、もし安政条約による同種同量通用（一ドル \equiv 三分）、同種同量交換（一〇〇ドル \equiv 一分銀三一一個）が、そのいずれか一方でもそのまま実現しえたならば、開港当初における洋銀流入とそれにもなう洋銀相場の問題は發生の余地をもたなかつたであらう。なぜなら、前者はそもそも相場なる事態の否定であり、後者の場合改鑄費用および改鑄期間の利子の問題が排除されているのであるから、相場つまり一分銀との交換・比率 \equiv 両替相場は固定比率を維持し、相場変動なる事態を排除したからである。

しかし、すでにのべたように同種同量通用規定は国内取引 \equiv 流通における洋銀忌避によって、事実上空文と化した。開港当初においては国内取引はもちろんのこと対外 \equiv 貿易取引においてさえ、日本人も外商も洋銀を忌避した。外商が洋銀での受取りを忌避し、一分銀ないし金貨での支払をのぞんだのは、洋銀が流通しないということだけによるのではなく、前にのべたように投機的な差益（比価格差を利用する）の実現を欲したからであった。そして、そのことが逆に洋銀の貿易通貨としての機能とその確立を阻げることになったのである。それゆえ、貿易は当初主として一分銀を単位として売買価格を決定し、かつ支払もまたこれによつたといわれている（原稜威雄 横浜開港当時之貿易状態並洋銀相場取引之沿革 東京高等商業学校調査部第六回報告十三ページ）。以上の同種同量通用の事実上の否定はここに同種同量交換の外国による幕府への促進となるのであるが、これがまた逆に同種同量通用に対する制限的要因ともなった。幕府は安政六年一月年貢その他の上納金に洋銀を用いることを許し、さらに一二月二七日には、ハリスの要求に応

じて、目方七匁以上の洋銀に改三分の極印をおすなど種々の方策をとるのであるが、それらはすべて不成功に終わった。洋銀三分極印は貨幣交換の困難を排除し、洋銀の国内通用をはかることを目的とするものであったが、極印を押された洋銀は、必ず三分としてうけとらねばならず、自由相場が許されず、一分銀との交換ができなくなったので、このような洋銀を商人は受取ることを嫌い、したがって、逆に通用をはばまれる結果となった。そして極印の洋銀は無印の洋銀よりかえって市価が低くなるという皮肉な結果を生じたのである。(竹越与三郎、日本経済史第七巻三〇二ページ)

同種同量通用・交換という条約規定の事実上の排除・阻害はここに当初より洋銀一分銀の両替相場の問題、すなわち洋銀相場の問題を発生させたのである。開港当初洋銀相場は「ドル三五匁内外(二分一米内外)」を示し(一兩一六〇匁建として)極端な場合には「ドル一五匁(一分)」にしか、交換されなかった。(条約規定では同種同量交換の場合には、一ドルを銀目で評価すれば四六・六五匁、同種同量通用規定では「ドル三分一四五匁、ただし安政六年二月二十七日以後は交換も「ドル三分一四五匁」)

同種同量交換の促進とともに洋銀相場も上昇に転じたと思われるが、すでにのべた一〇月の交換停止とともに相場は三〇匁ないし三七・五匁(二分一米)にふたたび下落している。年末には三五、六匁の相場となっているが、全体としてみればほぼ三五匁一四〇匁の間を上下している。(なお、相場は各港においてそれぞれこととなっている。これについてはのちにふれる)万延元年に入ってからこの傾向はかわらず四月には三七・五匁(二分一米)という相場が記録されている(石井前掲論文上下 歴史学研究一一巻三・六号)。なおこの点について安政六年末つぎのような興味ある報告が町奉行によって行われている。

「当今世間では洋銀を使い馴れぬ故か、兎角それを嫌う人氣で、何れも手許に貯蓄せず、廻つて來次第兩替するから、兩替屋へのみ集中し出道がなく難渋するので、兩替屋でも兩替請求者に上述の事情を説き、洋銀も通用銀だから、成るべく其の儘通用して貰い度いと挨拶して其の場を凌いで居る。又た在方と取引の商人は洋銀を為替金に使用せんと掛合つても、在方では洋銀通用更に不自由であるとして承知せず、在方商人が横浜貿易の代金に受取れる洋銀は江戸へ持つて來ても兩替に差支へるので、懇意の商人と相對て、洋銀一個四二、三匁乃至四〇匁(量目通用の条約規定によれば四六・六五匁)の相場で邦貨と交換する。横浜貿易に従事せる江戸の商人で貿易の代金として洋銀を所持する者はそれを支払手段に用ひんとしても、先方では成るべく邦貨で請取り度く、都会悪しければ月延にしてもよいなどと言ふので、止むなく兩替屋へ持つて行つても先の如く断はられる。そこで洋銀を担保として、通例の利足を出す約束で借金するという様に、洋銀を質物同様とし、又は急場の入用あるものは、洋銀一個につき四〇匁前後に見切つて売払ふ者もある。一方買方では、洋銀は現在不融通なるも、数月間持つて居れば銀座に於て追々引替も出來ようし、金利より利益が生ずるといふことを見越して居る。然るに歳末に近づくに従ひ、金銀の通用烈しく繁忙の時期となれば、洋銀では量目の勘定に馴れず、紛はしいといふこともあるので、当時は洋銀一枚で三十五六匁の相對通用となつた。そこで横浜に於ける貿易商は、諸品を従來の値段で売込んで引合ひ兼ねるから値段を上げ、外国人も買方を見合はせるので、貿易不振の状態を來して居るのである」と(石井前掲論文下)。

この報告は洋銀の国内不流通ならびに貿易通貨としても洋銀が阻害されていることを示す点においてはなほ、た興味深いものである。貿易通貨としての洋銀の阻害にもかかわらず、少くとも洋銀がさきの幕府による公定地金買上価格(銀一通用銀匁二匁六分替、洋銀一ドル二六匁一分銀一個)以上の価値をもちえたのは、同種同量交換がまがり

なりにも実行され、条約上の公定相場での交換に両替が、外国人にとつても、また内国人（日本人）にとつても可能であつた（ただしこの場合は上記町奉行の報告中にもあるように数カ月かかる）こと、また年貢その他上納金に用いたことによるものであつたと考えられる。

それゆゑこの場合の洋銀相場は洋銀の地金価値と需給という二つの要因によつて左右されたとしても、その需給は洋銀の投機的流入・交換需要に対する幕府による同種同量交換に二分銀供給に決定的に左右される需給であり、貿易通貨としての洋銀に対する需給ということは異なるものであつたことは注意されねばなるまい。

洋銀が貿易通貨たる地位を確保し、洋銀相場が貿易通貨としての洋銀の相場なる位置を確得するのは、万延元年の直増通用、それにつづく幣制改革によつて投機取引が終焉し、かつ条約において開港後一年と罰された同種同量交換が停止された五月十三日以後のことに属している。以後洋銀は「量日極重、極印有無」に關せず丁銀に準じ時相場を以つて通用することになり、また諸上納金に洋銀を用うる際も時相場をもつて収納することとなつた。もつとも同種同量交換はすべて停止されたのではなかつた。公使館、領事館使用のためならびに渡来の軍艦乗組員に対しては制限付で引替が存続された。すなわち幕府は各国公使に五月十三日を過ぎり洋銀と二分銀との交換停止をづげたが、それはつぎのような例外規定を含むものであつた。(1)江戸の公使館および神奈川領事館入用として一カ月二千五百ドルを一分銀に改鑄して渡す、(2)長崎、箱館両領事館の入用として一カ月一千ドルの割で三カ月毎に改鑄して渡す、(3)渡来の軍艦乗組士官には毎日三ドル宛、水夫には一ドル宛各港役所で引替える、ただし交換率は洋銀一ドルに三分替。したがつて三・七％の改鑄費を外国側が認めたことになる（従来は百ドルに三百十一個替であつたから）。なお関税収納については従来どおり一〇〇ドルに三百十一個替の割合が存続した（石井前掲論文下）。

これらの諸変化はオールコックの主導のもとになされたものであったが、いづれにせよ、かれらが、あれほどまでに強行しようとした同種同量交換の停止をこの時期になつて、認めたのはたんに条約規定(交換の期間についての)だけに依るものと考えることはできない。外国側が許容したのは民間取引における洋銀についてののみであり、政府間取引・関税収納については条約規定をそのまま延長・存続せしめたのであるが、同種同量交換の義務を民間取引について免除し、それを自然相場にゆだねたのは、それだけの理由があつたのである。

その原因は一つには、同種同量通用・交換規定の強制そのものが現出させた排外意識、排外運動¹⁾攘夷運動が貿易そのものを阻害することに対する警戒であつた。日本の封建的支配層は開港の結果強化されるにいたつた自己の体制に対する下層の不满と圧迫を、すべて外国の罪にすりかえることによつて、つまりその反抗のエネルギーを外国に向けることによつて、貿易を制限すると同時に体制の危機を回避することを意図して²⁾いた。このような圧力と攪乱をさけるためには洋銀の自然相場通用を認めることがまず選択さるべき、もつとも適切な処置であつたにちがいない³⁾。第二に当時における貿易は輸出が輸入をはるかに超えていた。だから、洋銀相場が低位におかれることは、逆に日本の輸入(かれらの輸出)を刺激することになり、それによつて輸出入バランスは回復され、洋銀相場も回復するだろうという期待が働いたことも否定できないと思われる。(R. Alcock, *op. cit.*, Vol. II, p. 375.)

ともあれ、民間取引における洋銀交換の停止は逆に貿易通貨としての洋銀の確立を結果することとなつた。といふのは、すでに幣制改革によつて外需の一分銀に対する強烈な需要は終焉し、かれらは輸出(日本の輸入)対価の受取に、もはや洋銀をうけとることを忌避しなかつたであろうし、一方日本商人としてもその輸出対価に洋銀の受取を拒否しては、輸出超過状態の当時それは売込⁴⁾輸出そのものの不可能を意味したからである。文久元年(一八六

(一) 一月イギリス神奈川領事ヴァイスはオールコック(当時公使)にあてた報告の中でこの過程をつぎのようになっている。「洋銀が下廻った値を浮動する結果、日本商人は彼等の物資に対する支払を一分銀で求め、又た一分銀が得られないときは大なり小なり割引した率の洋銀で求めた。終に外国人は大きな額にはこの要求を承諾し得ず、洋銀は投機物となつたので、日本の販売者は、終に一分銀と洋銀との間の差違を彼等の商品価格に転嫁し、商品に單に洋銀のみで相場を附けることによつて取引を簡素化した。」(石井前掲論文下なお原前掲書十三ページ参照)

洋銀の貿易通貨としての確立、一分銀の退場、それは相場変動の負担がわが国へ転化されたことを意味するものであつたことは重要である。「メキシコドル(洋銀)は開港場に於て流通する唯一の外貨であり、価値の尺度であると言ふことが出来る。外国人との契約及びそれへの支払はかの貨幣でなされ、日本の貨幣は、外人に關する限り、国内貿易者間に存する、需要供給に依じて上下する所の、單なる商品に過ぎない」(Commercial Report from Har Majesty's Consuls in Japan 1866-1868 石井前掲論文下)。洋銀の貿易通貨としての確立、ここに欧米資本主義の日本に対する貨幣的橋頭堡の確保が確認される。洋銀の国内流通という貨幣的植民地化はついに成功しなかつたけれども、洋銀による対外支払手段の排他的確立(その機能における開港場での流通)をもたらしただからである。

(1) アーブスノットはこのことをつぎのようにならべている。「余はむしろ、諸大名は彼等の家業共が彼等の主人たる大名に対してよりも、外国人に対してより多く激昂することを喜んでゐるのであらうと怖れている」。(高橋前掲論文上 史学十七卷二号 なお、貿易制限政策についてくわしくは石井孝 幕末貿易史の研究 第二編を参照されたい。

(2) もっともオールコックは万延元年八月幕府に「ドルを三分に交換する洋銀交換所の設立を提案している。これは幕府の洋銀相場への干渉を危惧し、依然洋銀の国内流通を希望し、その目的の達成のために提案されたものであつたが実現されなかつた。

(石井前掲論文下 歴史学研究十一卷六号)